

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

1 日時

令和2年12月4日（金曜日）

午前10時1分開会、午後2時30分散会

（うち休憩 午前10時57分～午前11時11分、午前11時56分～午後1時1分、
午後2時6分～午後2時16分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、
工藤勝子議員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

糠森担当書記、千葉担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、
鈴木併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 商工労働観光部

戸館商工労働観光部長、平井副部長兼商工企画室長、
小原定住推進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、
高橋観光・プロモーション室長、似内商工企画室企画課長、
藤村商工企画室新産業育成課長、関口経営支援課総括課長、
橋場産業経済交流課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、
田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住推進・雇用労働室労働課長、
十良澤特命参事兼ものづくり自動車産業振興室ものづくり産業振興課長

(2) 県土整備部

中平県土整備部長、坊良副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、
佐々木河川港湾担当技監、辻村技術参事兼建築住宅課総括課長、
菊地県土整備企画室企画課長、伊藤特命参事兼県土整備企画室用地課長、
今県土整備企画室空港管理課長、和村建設技術振興課総括課長、
菅原道路建設課総括課長、照井道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、
菅原砂防災害課総括課長、八重樫都市計画課総括課長、水野下水環境課総括課長、
大久保港湾課総括課長

(3) 企業局

石田企業局長、菅原次長兼経営総務室長、細川技師長、
菅原特命参事兼経営総務室経営企画課長、村上業務課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第7款 商工費

第3条第3表中

1 追加中 4

2 変更中 2

イ 議案第19号 岩手産業文化センターの指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについて

ウ 議案第25号 地方独陸行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定め
ることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第32号 県内アパレル企業の育成と安定生産を求める請願

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第2条第2表中

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第3条第3表中

2 変更中 3

イ 議案第7号 屋外広告物条例の一部を改正する条例

ウ 議案第9号 一般国道397号小谷木橋旧橋撤去(上部工)工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて

エ 議案第10号 関口川筋関口水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求
めることについて

オ 議案第11号 一般県道安家玉川線茂井地区道路災害復旧工事の変更請負契約の
締結に関し議決を求めることについて

(3) 企業局関連審査

(議 案)

議案第 8 号 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び県営工業用水
道料金徴収条例の一部を改正する条例

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

委員各位及び執行部に申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策として定期的な換気が推奨されていることから、おおむね1時間ごとに10分間程度休憩をとりたいと考えていますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中4及び、2変更中2並びに議案第19号岩手産業文化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**平井副部長兼商工企画室長** 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、7款商工費の10億2,654万8,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

予算に関する説明書の14ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費の説明欄、新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助は、新型コロナウイルス感染症対策資金を借り入れた者の負担を軽減するため、融資に係る保証料の一部を負担する岩手県信用保証協会に対し補助しようとするものであり、融資枠を500億円から800億円に拡大することに伴い増額しようとするものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業費は、新型コロナウイルス感染症対応資金を借り入れた者の負担を軽減するため、融資に係る利子を金融機関に補給しようとするものであり、融資枠を1,500億円から2,400億円に拡大することに伴い増額しようとするものであります。

一番下の新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給は、新型コロナウイルス感染症

対応資金を借り入れた者の負担を軽減するため、融資に係る保証料全額を補給しようとするものであり、融資枠を 1,500 億円から 2,400 億円に拡大することに伴い増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 1）に戻りまして、7 ページをお開き願います。第 3 表債務負担行為補正、1 追加のうち当部関係のものは、事項欄 4、指定管理者による岩手産業文化センターの管理運営業務であり、岩手産業文化センターの管理運営業務が翌年度以降にわたることから、期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

次に、8 ページに参りまして、2 変更のうち当部関係のものは、事項欄 2、岩手県信用保証協会が行う新型コロナウイルス感染症対策資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償であり、融資枠の拡大に伴い債務負担行為を変更しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。

○**竹花地域産業課長** 続きまして、岩手産業文化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。関連する議案は、議案（その 2）の 26 ページ、議案第 19 号、債務負担行為については議案（その 1）7 ページの第 3 表でございます。なお、説明はお手元にお配りしている資料により行います。配付資料の 1 ページをごらんください。

初めに、1、提案趣旨であります。岩手産業文化センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2、議決を求める内容であります。岩手産業文化センターの指定管理者として岩手県ビル管理事業協同組合を指定しようとするものであり、指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。

次に、3、指定管理者候補者の選定の経緯でございます。（1）、選定委員会の概要であります。外部委員 4 名で構成する岩手産業文化センター指定管理者選定委員会を設置し、第 1 回選定委員会において基本方針や募集要項等の策定、第 2 回選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行いました。（2）、募集及び申請受付期間、（3）、申請団体数であります。8 月 25 日から 9 月 24 日まで応募を行い、1 団体から申請がありました。

資料の 2 ページをごらんください。（4）、審査結果であります。審査は県民の平等な利用の確保、設置目的の効果的かつ効率的な達成、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から、採点基準に基づき各委員会が採点し、岩手県ビル管理事業協同組合が指定管理者の候補者として選定されました。

最後に、4、債務負担行為限度額であります。債務負担行為限度額は、3 年間で 1 億 3,500 万円を設定しようとするものであります。

以上で岩手産業文化センターの指定管理者の指定に関する議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○十良澤特命参事兼ものづくり産業振興課長 議案第 25 号地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その 2）の 32 ページをお開き願います。なお、説明は、便宜お手元にお配りしております資料に基づき御説明させていただきます。

まず、1、提案の趣旨でございますが、地方独立行政法人岩手県工業技術センターが達成すべき業務運営に関する中期目標の策定に当たり、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2、第 4 期中期目標の概要について御説明させていただきます。（1）、中期目標の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

（2）、基本的考え方につきましては、岩手県地方独立行政法人評価委員会から高い評価を受けました第 3 期中期計画期間の目標の継承、いわて県民計画（2019～2028）と連動した県政課題の解決につながる取り組みの推進など、四つの考え方に基づいて作成しております。

続きまして、（3）、中期目標の主な内容につきましては、ア、県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項として、震災復興等への支援を引き続き 1 項目に設定しているほか、基本サービスであります技術支援や研究開発、ものづくり産業や地場産業への支援、産業人材の育成、関係機関との連携、協働の推進などについて定めております。

また、イ、業務運営の改善及び効率化に関する事項では、組織運営の改善など、ウ、財務内容の改善に関する事項では、設備導入への外部資金の活用や自己収入の確保、エ、その他業務運営に関する重要事項では、試験研究機器の計画的な整備などを定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 32 号県内アパレル企業の育成と安定生産を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○竹花地域産業課長 受理番号第 32 号県内アパレル企業の育成と安定生産を求める請願について参考説明を申し上げます。請願内容につきましては、請願陳情文書表をごらんください。なお、参考説明は、お配りしております参考資料で行います。

それでは、参考資料の 1 ページをお開きください。初めに、1、アパレル産業の現状を説明いたします。(1)、国内繊維業の事業所数及び製造品出荷額ですが、図 1-1 のとおり、国内の事業所数及び出荷額は減少基調で推移しております。本県については、図 1-2 のとおり、1990 年代の初めをピークに減少し、2018 年の事業所数は 163 カ所、製造品出荷額は 292 億円となっています。

次に、(2)、全国の百貨店における衣料品売上高ですが、国内マーケットの最近の状況を見てみますと、グラフは前年同月比の売上対比をあらわしています。昨年 10 月の消費増税の影響に加え、その後は新型コロナウイルス感染症の影響により減少が続いています。

県内縫製事業者は、百貨店でブランド展開する大手アパレル企業との取引が多いことから、この影響を大きく受けていると考えられます。

資料の 2 ページをお開きください。(3)、衣類・服飾雑貨等の EC 市場規模及び EC 化率ですが、EC、いわゆるインターネット販売等の電子商取引の市場規模は、2018 年に 1 兆 7,700 億円、市場における EC 化率は約 13%となっており、今後も EC 市場の拡大が見込まれます。

次に、(4)、国内アパレル市場における衣類の輸入浸透率ですが、製品供給量に占める輸入品の割合である輸入浸透率は年々増加し続けており、数量ベースでは 2018 年に 97.7%まで増加しています。

次に、(5)、県内の縫製業におけるマスクやガウンの生産状況ですが、ことしの 5 月下旬

旬に県で調査を実施したところ、布製マスクに 29 社、医療用ガウン生産に 22 社が参入したことを確認しています。

資料の 3 ページをごらんください。ここからは、請願事項に関する参考説明をさせていただきます。

初めに、2、安定した県内生産の確立のための支援についてです。県が実施した自社製品開発の支援事例ですが、平成 27 年度に二戸地域振興センターが県北地域の縫製事業者を対象にオリジナルブランド服の開発と試験販売を支援したほか、今年度は当課において県内の縫製事業者を対象に自社製品の開発とプロモーション、販売の一体的な支援を行っているところです。

次に、3、仕事の確保と販売についてです。県が実施した県内縫製事業者からの衣料品調達事例ですが、昨年度は県の防災服を 200 着、今年度は布製マスクを 6 万 5,660 枚、県内縫製事業者に製造を依頼し、調達を行っています。

次に、4、適正な事業収益の確保に係る支援についてです。国の医療用物資の配付状況ですが、医療用ガウンやサージカルマスク等の医療用物資は、国が直接調達し、医療機関等に配布しています。厚生労働省の発表によると、医療用ガウンの全国への配布枚数は、11 月 27 日現在 9,491 万枚で、本県には 87 万枚が配布されています。

以上で説明を終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**菅野ひろのり委員** 全ての会派が紹介議員になっているということで、私も必要なことだと思います。

では、具体的にどういった支援ができるのかということが非常に重要かと思います。例えば請願では、医療用ガウン、マスクを手がけ、10 月まで生産を続けてきたが、11 月以降は受注もなくなっているようであります。県としても、布製のマスクを製造、配布を委託しましたが、市場では、不織布のマスクも出回っている中で、具体的に県として新型コロナウイルス感染症関係による調達は今後どの程度見込めるのか、その辺の具体的な見通し、考えをまず伺いたいと思います。

○**竹花地域産業課長** まず、医療用ガウンとマスクにつきましては、医療機関、備蓄等も含め県の需給需要に対して、十分であると伺っています。また、民需につきましても、市場にはマスクが出回っているということで、早急な対応ということでは難しいと思います。ただ、厚生労働省では、引き続き医療用ガウンについて国内生産を進めていこうという考えもございます。本日、東北 6 県の縫製団体が経済産業省や厚生労働省に要望を出すという動きがありますので、県としましても、そういった業界団体の動き等、密にしまして医療用ガウンの生産についても継続していけるように支援してまいりたいと考えています。

○**菅野ひろのり委員** そうすると、現実には発注という話はすぐには見通せないことだと思います。

もう一つ、請願事項の 3、適正価格での発注に努めるとともに、補助制度の検討ですが、

具体的には、県としてどういうことが考えられるのでしょうか。

○竹花地域産業課長 まず、適正価格につきましては、県の調達の際、ことしはマスクの生地がない状態から始めましたが、生地の調達、生産について、ほかの事業団体としっかり話し合っコストを決めて発注をしてきました。ほかの課についても、それに倣ってやってきましたので、県としましては適正価格には十分対応してきたと思っています。

ただ、医療用ガウンについては、国から商社等に発注し、その下請、孫請となると、利益が確保できないという状況があると伺っています。今後国に要望する際は、その辺について取り上げていくことが必要と思っています。

また、補助制度については、マスクの製造、医療用ガウンの製造に関する機械設備や新しい事業に参入する支援事業のものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助について、事業者にも周知を図り、活用していただけるよう取り組んでいきます。マスク、衣料品調達については、新型コロナウイルス感染症対策で、例えば介護施設等がこれらを調達するときに補助が出る制度もありますので、そういった制度を活用してもらいながら、県内で調達していただけるように適正価格等についても協力を要請してまいりたいと考えています。

○菅野ひろのり委員 このコロナ禍においては、マスクや医療用ガウンは絶対必要なわけであり、国も支援しており、特需という言い方はおかしいのですが、今は特別なことだと思えます。県内で生産して、アパレル業者の販売支援を十分にしていこうということが根本的な話だと思えます。

いただいた資料の3ページ、2では、安定した県内生産の確立のための支援ということで、平成27年と令和2年に実施しております。令和2年のこのファクトリーブランド開発支援事業は、販売を一体的に支援とあります。昨今の流れだとECのことが請願の中に書いてありますが、令和2年度にこの事業ではどういった取り組みをして、どういった成果があったのか伺います。

○竹花地域産業課長 ファクトリーブランド開発支援事業の取り組みにつきましては、県内の縫製事業者6社が参画しまして、オリジナル商品の開発に取り組んでいます。販路開拓につきましては今後になりますが、例えばクラウドファンディングを活用した受注の仕組みや、電子商取引に参入する支援等の販路開拓も一体的に進めていこうと考えているところでもあります。

○菅野ひろのり委員 県内の最近の景況を毎月出していただいておりますが、こういった需要の中だと、テレワークやICTの導入支援が、まだまだ少ない様子ですので、県内企業、アパレル産業はそういったところが確立できていないと思われ、実際の販路に十分な支援が行き渡っていないと考えています。

いずれ県北振興の中でアパレル産業は非常に重要でありますので、このファクトリーブランド開発支援事業は、6社が参画しているということではありますが、幅広く取り組んでいただいて、さらに具体的なECの構築、あるいは連携など、十分な支援が行き渡るようお願いしたいと思います。終わります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から、県が締結する契約に関する条例の検討結果について発言を求められておりますので、これを許します。

○金野労働課長 県が締結する契約に関する条例の検討結果について御報告いたします。お手元に配付いたしております資料、県が締結する契約に関する条例の検討結果についてをごらん願います。

冒頭の箱枠の概要のとおり、本条例の見直しにつきまして、岩手県契約審議会から、当面現状維持とすることが適当との報告を踏まえまして、本条例は当面現状維持とし、今後も社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じて見直しについて検討していくこととするものであります。以降、検討結果について御説明申し上げます。

1、検討の趣旨であります。本条例は、平成28年4月から施行されておりますが、この条例の附則におきまして、施行後3年をめぐりとして、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況についての検討を加え、必要な措置を講ずるとされております。岩手県契約審議会におきまして、平成30年8月から本年5月まで、条例の施行状況に係る論点を整理し、検討が重ねられたところであります。

岩手県契約審議会では、ページ中ほどの箱枠のとおり、特定県契約の範囲、法令遵守を定める範囲、報告事項等、報酬下限額の設定の四つの論点について検討が行われ、去る11月25日に岩手県契約審議会から県に報告書を提出いただいたところであります。報告書は、別冊としてお手元に配付しておりますとおりでございますが、概要につきましては資料をおめくりいただきまして、3ページ及び4ページのとおりでありますので、資料により説明させていただきます。

3ページの1、検討の概要でございますが、こちらにつきましては、ただいま御説明したとおりでございます。

2、各論点に係る検討についてであります。一つ目の論点の条例で規定する特定県契約の範囲は適切かであります。特定県契約につきましては、県が締結する一定規模の契約を対象に、受注者から最低賃金法や社会保険関係の法律の遵守状況について報告を求めるこ

ととしておりまして、この報告の対象となる契約を特定県契約としております。現在工事請負契約で5億円以上、業務委託契約及び公の施設に係る指定管理協定で3,000万円以上のものを対象としております。

岩手県契約審議会におきましては、特定県契約の具体的な規模については、東日本大震災津波の復旧、復興工事の進展で大規模な工事は減少が見込まれるものの、自然災害の発生にも左右される部分があるため、中期的に工事件数を見込むことは困難である。また、工事件数の推移等を把握しつつ、再度検討してはどうかといった御意見があり、当面現状維持することが適当とされたところであります。

次に、二つ目の論点の受注者の責務として法令遵守を求める範囲は適切かであります。現在県契約の受注者や下請業者に対しまして、資料4ページ、上の点線箱書きでございますが、賃金や社会保険に関する法律について、条例で改めて遵守を求めているところであります。

この範囲につきましては、資料3ページにお戻りいただきまして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律によって労働法制、特に長時間労働等の部分の見直しがされております。こうした労働法制の見直し等の視点を重要視するべきではないか。それから、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が今後完全施行がされますが、こちらの定着の動向を見て検討すべきではないかという意見等があり、こちらにつきましても、当面現状維持とすることが適当とされたところであります。

資料4ページ、三つ目の論点の特定受注者からの報告事項等は適切かであります。現在特定受注者に対しましては、契約から一定期間経過後に1回、対象となる契約に従事する労働者の賃金や社会保険の加入状況等の報告を求めています。具体的には報告事項や報告方法となりますが、岩手県契約審議会におきまして、やはり対象件数を確保することが重要ということ、報告事項をふやすと、今度は特定受注者の負担もふえてしまうのではないかといった御意見がございまして、当面現状維持とすることが適当とされたところでございます。

四つ目の論点の受注者等の責務として報酬下限額を設けるかであります。現在受注者が労働者に支払う報酬の下限額についての規定は、条例上設けていないところでございます。この報酬下限額を新たに条例に規定するかどうかにつきまして、賃金は労使双方の交渉で決めるのが原則であろうといった御意見、労働条件が異なる中で報酬下限額の設定というのは技術的に難しいのではないかといった御意見、それから、現段階でこの報酬下限額を条例に盛り込むことが難しいことは理解できるけれども、引き続き検討を続けてほしいといった御意見がございまして、現段階では具体的な基準を設けることは困難であり、当面現状維持とし、賃金の支払い状況や他の自治体の状況を把握しつつ、必要に応じて検討することが適当とされたところであります。

また、3、今後の検討といたしまして、今後も社会経済状況の変化や条例の運用状況等を踏まえて、見直し等の対応を検討していく必要があるとの認識もあわせて示されたところ

ろであります。

資料2ページにお戻り願います。この報告書を受けまして、県といたしましては、各項目とも当面は現状維持としつつ、特定県契約の範囲につきましては、工事請負契約の推移を把握しながら必要な検討を行っていくこと。受注者等に法令遵守を求める範囲につきましては、働き方改革関連法の定着状況も確認しながら、必要な検討を行っていくこと。特定受注者からの報告事項につきましては、受注者等に法令遵守を求める範囲とあわせて必要な検討を行っていくこと。報酬下限額の設定につきましては、賃金の支払い状況や他自治体の措置状況等を継続的に把握しながら、必要な検討を行っていくことといたしまして、現時点での条例の見直しは行わないこととしたものであります。

また、今後も岩手県契約審議会を継続的に開催いたしまして、特定受注者から報告される賃金の状況や他自治体の取り組み状況等について定期的に報告して、御意見を伺いつつ、必要な検討を行っていくこととしたものであります。

以上で、県が締結する契約に関する条例の検討結果についての報告を終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの報告に関する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** 県が締結する契約に関する条例の検討結果についてであります。下限額の設定についての議論では、必要だが難しいとされていますが、具体的にもう少し詳しい説明をしていただきたいと思えます。

○**金野労働課長** 報告書の取りまとめに当たりましては、特に報酬下限額についての議論が多かった部分でございます。労働組合の視点からいきますと、労働者の賃金の確保という観点から、下限額は設定してほしいという御意見があったところでございます。

一方、学識経験者などからは、賃金額等報酬下限額を設定するに当たっては、説得力のある金額として計算の根拠等を明らかに、しっかり整備する必要があるのではないか。また、それぞれ労働条件が異なる中で、画一的な賃金の目安というのを決めることは難しいのではないか。それから、原則的な部分ではございますが、本来労使が協議して決定すべき事項ではないのか。そういった御意見があり、なかなか統一的な着地が難しかったところでもあります。

また、労働組合からも、こういった状況の中で、報酬下限額の基準を定めるということについて、現状で難しいということはよく理解できる。ただ、労働者の賃金を向上する観点もありますので、引き続き検討を続けてほしいという御意見があったところでございます。よって、岩手県契約審議会の報告といたしましては、今申し上げましたとおりの結論をいただいたところであります。

○**軽石義則委員** 当然そういう議論になると思えますが、県の立場からすると、人口減少対策の中で社会減の要因は、岩手県の労働条件が低いからという議論が議会でもされているわけです。となると、一定程度の歯どめをかけていかないと、これから県の発注する事業は縮小されていくと言われておりますし、ますます業界、事業者の皆さんは人手の確保

や、事業継続も含めて難しくなるのではないかと思います、そういう論点についての議論はなかったのでしょうか。

○**金野労働課長** この議論に至る前の各事業所へのヒアリング等の中で、報酬下限額を設定した場合、最低賃金との関係もあることから、これまで一定の賃金で雇用していた労働者の方々に対し、今度は賃金をお支払いすることが困難になってくるという御意見がありました。このことは、岩手県契約審議会には御報告をさせていただいたところであります。

また、岩手県契約審議会の議論とは別ですが、県の契約について賃金額を固定して、最低これだけ払ってくださいとお示しすることのみならず、やはり企業がしっかりした賃金体系で賃金をお支払いできるような体力をつけていただくことが大事ではないかということも考えられます。

○**軽石義則委員** この審議会で結論を出せる内容ではないと思いますが、やはり県の仕事をするところが、しっかり仕事として成り立たせていく。それは、下請、孫請も含めてだと思えますし、そういうものをつくるために、この条例が制定されていると私は思っております。今後そういう観点を含めて、審議していただくという言い方は少し違いかもしれませんが、やはり担当部局として、議論の俎上に持っていく提案の仕方もあったほうがいいと思えますけれども、どうでしょうか。

○**金野労働課長** 県契約を通じた適正な労働条件の確保、それから事業者の皆様が行う持続可能な活力ある地域社会の振興が条例の大きな目的でございますので、岩手県契約審議会におきまして、多角的な部分で各委員の御意見を伺いながら、検討を進めていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** ぜひよろしく申し上げます。

2点目ですけれども、新型コロナウイルス感染症への対応、対策は一般質問でも多く議論されております。家賃の補助等を含めた検討などにも入っていただいていると思えますけれども、広域振興局と一緒に県内各企業回りをされているということです。新聞報道でも、部長答弁にもありましたが、企業回りをしている現状は、どのような状況かお知らせ願います。

○**関口経営支援課総括課長** 11月には、県内において飲食店でのクラスター発生が確認されるなど、複数の感染事例が確認されております。11月24日から30日にかけて広域振興局職員が1,248店舗に戸別訪問を実施し、その際、店主の方々からは夜の客足が全くなかった。あるいは忘年会だけでなく新年会、年祝いまでキャンセルされている。換気などやることがふえ、手間も費用もかかっている。実際に広域振興局の職員が来店し、説明をすると理解が進むのでありがたいといった声が寄せられております。

なお、12月も戸別訪問を実施することとしており、引き続き感染症対策の徹底を図っていくこととしております。

○**軽石義則委員** 引き続き対応していただきたいと思えますし、今お話しのとおり、現場の切実な声を把握されていると思えます。そういう把握されたものをこれから具体的に政

策として予算化していくと思うのですけれども、やはり一番多いのは固定費の負担をどう軽減していくか、事業をどう継続していくかだと思うのです。一般質問でも議論されているとおり、借りられるところはもう目いっぱい借りている。使える制度は目いっぱい使っている事業者はいると思いますし、制度はあるのだけれども、どう使っているかわからないという声があると思うのです。それらの割合といいますか、具体的に数字を把握されていないかもしれませんが、どういう声が多くて、どういう政策を求められているか把握されているのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 事業者からのさまざまな要望については、毎月県において商工指導団体と連携して、アンケート調査を実施しているところであります。10月のアンケート調査においては、国や県等の支援の要望については、景気回復施策が一番多く79%、次いで資金繰り支援39%、雇用維持支援37%という状況になっております。加えて新型コロナウイルス感染症対策による現金の支援ということも24%要望があります。

○**軽石義則委員** そういう現状を把握した上で、対策に入っていくと思いますけれども、廃業または閉店するという実態把握はされているのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 店舗の廃業については、調査項目の中には入れていません。ただ、調査の中には営業時間の短縮、休業の対応についてもお聞きしており、10月の調査では通常どおり営業しているところが82.7%、営業時間を短縮しているところが16.1%、休業しているところが1.3%という調査結果であります。

○**軽石義則委員** この年末年始を乗り切れなければ、事業継続は厳しいという声が私のところにも届いております。どうやって継続していくかは大事なことはないかと思いません。

今この県内でも急激な感染拡大によって、飲食店は特に出足が悪くなってしまっている。期待した年末年始に期待がかけられないという声は大きくなっている。ぜひそういう声をしっかりと受けとめていただいた上で対策を練っていくことがこれから大事なところだと思います。

融資の枠を広げることも大事かもしれませんが、直接的に支援できるものが大事だと思います。事業の継続や、次世代がいれば続けようという意欲はあると思いますけれども、年齢的にこれ以上の苦勞は、という声が広がっているような気がします。せっかく職員の皆さんが努力して現場を歩いていただいておりますので、そういう切実な声を拾い上げていただいて、県民の皆さんが安心して事業継続ができるように、苦しいけれども、安心して取り組めるという制度に結びつけていただければと思いますので、よろしく願います。

最後に新卒者についてです。一般質問でも議論されていますが、まさにこれからだと思うのです。県内就職数はふえておりますけれども、事業が継続になるかどうかでまた変わってくると思うのですが、予測になるとは思います、見通しはどのようになっているのでしょうか。

○**田中雇用推進課長** 新卒就職内定率の状況でございますけれども、岩手労働局によりますと、令和3年3月、新規高等学校卒業予定者の内定率は10月末で70.5%となっております。昨年10月末の内定率の87.0%と比較しますと、16.2ポイント低下しておりますが、今年度は採用選考期日が例年より1カ月後ろ倒しになっておりまして、昨年6月末の内定率70.6%と比較すると、同水準になっている状況でございます。

また、令和3年3月、新規大学卒業予定者の内定率ですが、10月末で71.6%でありまして、平成21年度の調査開始以来、過去最高の水準となっている状況でございます。

○**軽石義則委員** 私も数字はわかっているのですが、その数字を維持し、さらに高めていくためには、どういう支援が必要かが大事だと思うのです。企業として継続するには人を採用して、次の世代をつくっていくということは、どの職場も一緒だと思うのですけれども、それらに対する新卒者の内定から、就職して継続していくような支援というのは何か考えているのでしょうか。

○**田中雇用推進課長** 高校生の就職先として重要な分野でありますものづくり産業等につきまして、自社の競争力を強化し、雇用拡大を図るような支援ということで、ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助等を実施しております。この補助によって28社を支援先として、生産性向上や技術力強化等の取り組みを支援しているところでございます。

また、就職支援につきましては、各広域振興局に配置した就業支援員と高校教員が連携を図りながら、高校生の県内就職に向けた個別支援を行っております。また、県内ものづくり企業で活躍する若手人材の動画等、そのような企業の情報発信、企業見学会、企業説明会等を実施するなど、企業と高校生とのマッチング支援に取り組んでまいります。

○**軽石義則委員** これまでにない状況での就職活動ですので、就職するほうも、就職を受け入れるほうも、過去にない経験をしなければなりません。対策も従来どおりのものでは足りないと思いますし、これまでやったことがないけれども、新しい前例をつくるような仕事をしなければならないと思いますので、ぜひ関係業界と連携を密にさせていただきまして、現場の声を吸い上げた対応が大事ですので、引き続きの取り組みをお願いして終わります。

○**工藤勝子委員** 新型コロナウイルス感染症に対する、冬期間の観光への影響について伺います。見通せない部分があるかもしれませんが、先、先と対策をとる必要があると思います。

県内には大小いろいろなスキー場があります。また、冬祭りやどべっこ祭りもあります。日高火防祭りでは、10万人ぐらいおいでになっているそうです。実は、昨年12月末には国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されているわけです。しかし岩手県では7月あたりまでゼロでした。昨年のスキー観光客、冬場の観光客は前年比でどのくらい減少したのか、同じくらいだったのか、その辺をお聞きします。

○**高橋観光・プロモーション室長** まず、スキー客の昨年度の状況であります。県内のスキー場の状況につきまして、冬季の数字で押さえているものがございます。昨年12月から

ことしの4月までで言いますと、87万7,000人回であります。1年前は87万2,000人回でございますので、若干でございますが、4月まででは伸びているという状況でございます。

新型コロナウイルス感染症は1月ぐらいから確認されておりますが、3月については、今年度のほうが数字が伸びています。3月は1年前は15万1,000人回が、ことしは18万5,000人回ということで、その時期はスキー客は伸びたという状況でございます。

○**工藤勝子委員** 昨年度は大きな影響はなかったと思いますが、ことしは岩手県でも連日のように感染者が発生しています。感染情報が全国に伝わっている中で、岩手県としても、首都圏のほうから、観光客をあまりお迎えしたくないという思いが中にはあるわけであり、奥州市のスキー場はリフトの老朽化などがあると思いますけれども、ことしは開設しないというような情報もありました。そういう冬祭りの情報は把握していらっしゃるのでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 新型コロナウイルス感染症の影響による冬祭りなどの状況でございます。冬祭り等につきましては、公益財団法人岩手県観光協会でも把握しておりまして、令和3年1月から2月に実施予定となっているイベントで新型コロナウイルス感染症の影響で中止、延期となるのは全体の2割ぐらいと伺っております。先般もいわて雪まつりが中止となりましたが、こちらは前年の入り込み数は約11万人になっておりますし、一関市の大東大原水かけ祭りも中止となっております。こちらは前年ですと約2万9,000人となっておりますので、入り込み数の減少が見込まれるという状況でございます。

○**工藤勝子委員** 夏場だけでなく冬場における観光客、関連するホテルをはじめ、お土産などいろいろなところに影響を及ぼしてくると思います。まだお考えになっていないかもしれませんけれども、スキー場などへの支援、また県として課題をどのように捉えているのか、お聞きします。

○**高橋観光・プロモーション室長** まず、今後の課題でございますが、冬季観光につきましては、通年ベースで観光客の入り込みが落ちるというシーズンであり、委員からもお話がありましたように、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年以上に観光需要の減少が見込まれる状況でございます。

既に先般の令和2年度一般会計補正予算（第4号）におきまして、10月から3,000円の宿泊補助、岩手に泊まるなら地元割クーポン、東北各県と新潟県を対象としたおでんせ岩手券を実施しているところでございます。宿泊助成制度はありますが、まさに感染者がふえている状況でございますので、しっかりとした感染症対策に対する補助制度のさらなる活用を促すというところがございます。今後取り組むところでありますけれども、10月からは、先ほどの宿泊助成とあわせて、抽選で景品をプレゼントするいわてに泊まろうキャンペーン、東北地域でも冬季の最大の市場である仙台圏をターゲットにして、他の市とタイアップした情報発信、県も構成員となっておりますいわてウインターリゾート協議会を中心に関係市町村や一般社団法人東北観光推進機構とも連携を図りながら、誘客に向けたPRを行っていきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 東北各県、新潟県を含めたイベント等により誘客しておりますが、今後岩手県としてスキー客を中心としたPRを行っていかうとしているのでしょうか。今回はそういう情報発信はできないと思っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○**高橋観光・プロモーション室長** スキー客へのPRにつきましては、地元のスキー場を運営されているところや、宿泊施設がございまして、いわてウインターリゾート協議会でもできる限りPRをして、冬季観光客利用など、現場の状況を踏まえながら、いろいろ連携して取り組みを進めていきたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員長** おおむね1時間がたちましたので、この際、換気のため10分ほど休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**ハクセル美穂子委員長** 再開します。

○**佐々木朋和委員** 私も新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

まず、今定例会にもさらなる支援を打ち出さしていただいておりますが、これまでの商工労働観光部関係の新型コロナウイルス感染症対策事業の予算執行率についてお聞きします。資金繰りについては、本会議でも答弁いただいておりますので、地域企業経営継続支援事業費補助のうち、感染症対策等支援事業、家賃補助支援、岩手に泊まるなら地元割クーポンは令和2年度一般会計補正予算（第3号）の余り分は全部令和2年度一般会計補正予算（第4号）に来ていますから、岩手に泊まるなら地元割クーポンの発行状況と利用実績、おでんせ岩手券の発行状況と利用実績、あと観光宿泊施設経営継続支援交付金と新型コロナウイルス感染症対策等整備事業について、執行率がどのようになっているのかお知らせいただきたいと思います。

○**関口経営支援課総括課長** 感染症対策等支援事業及び家賃補助支援の執行率についてですが、感染症対策等支援事業については予算額が29億5,200万円余、10月末時点の所要見込みが2億2,100万円余であることから、執行率は7.5%となっております。

家賃補助支援については、予算額が11億7,900万円余、10月末時点の所要見込額が2億7,700万円余であることから、執行率は23.5%となっております。

○**高橋観光・プロモーション室長** 県民向けの岩手に泊まるなら地元割クーポンですが、15万枚を発行いたしまして、12月1日時点で精算に上がっているのは約2万3,000枚となっており、全体の約15%の利用実績となっております。

おでんせ岩手券ですが、10万枚に対して9万7,000枚を発行してございまして、12月1日時点で精算に上がっているのは、約3,000枚でございまして、約3%の利用実績でございします。

観光宿泊施設経営継続支援交付金につきましては、12月1日時点で348件、3億4,800万円の交付決定でございまして、予算額8億円に対して約45%の執行となっております。

新型コロナウイルス感染症対策等整備事業につきましては、12月1日時点で136件、1

億 3,733 万 7,000 円の交付決定を行っており、予算額 4 億 8,000 万円に対して約 30%の執行となっております。

○佐々木朋和委員 個別にお聞きしていきたいと思います。県も国からの交付金を使い切る中で、年末年始に向けた家賃補助を打ち出していただいておりますが、財源がない中で、やはり今打ち出しているものを事業者を活用していただく。事業が活用し切れないのであれば、運用を変えるなりして、何とかこの年末年始を乗り切っていただかなければいけないと思うのです。

そこで、指摘をさせていただきますが、まずこの岩手に泊まるなら地元割クーポンです。先ほどさらなる活用を促すという話がありましたが、もうおでんせ岩手券も、岩手に泊まるなら地元割クーポンも、ほとんど皆さんの手元に行ってしまうわけです。一方で、事業者にお金が入るのは、使われなければ入らないということです。いろいろ工夫をされているということはもちろんわかっておりますけれども、1人10枚まで応募可能ということで、明確に使う当てがなくても、とりあえず手元にしようとした方が多かったのではないのかと思われま。それによって、紅葉シーズンが過ぎても利用が2万3,000枚ということは、これからの年末年始で新型コロナウイルス感染症の状況下にあっては、令和2年度一般会計補正予算(第3号)よりも多く残ってしまうのではないかと懸念しております。まさに経済対策、需要喚起策がうまく回らないことになってしまいますから、この状況をどのように分析されて、さらなる活用ということはどのような考えなのか伺います。

○高橋観光・プロモーション室長 岩手に泊まるなら地元割クーポンにつきましては、今の精算枚数でございます。現在のところまだこのような利用実績でございますが、9月までの宿泊者数が対前年比で85%まで上がっております。岩手に泊まるなら地元割クーポンの成果も上がっておりますが、昨今感染者数がふえているという状況でもございます。それから、宿泊事業者の状況を聞くと、年末年始にかけて、忘年会、新年会シーズンですが、キャンセルが出始めているという状況でございます。

15万枚の発行分については、早々と応募されている状況でありますけれども、前回の2,000円分の地元割クーポンは、前半は少し利用が鈍い状況でした。利用促進ということで、9月頃から伸びてきたという状況があります。感染者の状況もありますし、世の中の動きもあると思います。先ほどの答弁の繰り返しになるのですが、使われないとお金にならないので、追加発行しても使われないとだめだというものです。利用促進に向けたPR、冬季観光というPRもしております。

○佐々木朋和委員 ぜひお願いします。令和2年度一般会計補正予算(第3号)では、余った分は繰り越したわけでありましてけれども、これは3月1日までのものになっています。原資は交付金でありますけれども、また余ったときは年度をまたいでの延長、あるいは違う事業に変えることは可能なのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 3月までの利用の期間でございまして、年度ごとの会計となりますので、利用されなかった分については執行残となる予定でございます。

○佐々木朋和委員 それであれば、せつかくの国からの交付金が有効に使われなくなってしまいます。今、国は補正予算案を考えていますけれども、例えば15万枚のうち、年末年始、あるいは1月ぐらいまで10万枚をとっておいて、5万枚分は別な予算にかえて、第3次補正予算で手当てするなど、何か工夫はできないのでしょうか。観光宿泊施設経営継続支援交付金も45%の執行です。期間が大分たっているし、新型コロナウイルス感染症対策等整備事業も、30%しか使われておりませんが、申請から大分たっているわけです。要件を緩和したりとか、新型コロナウイルス感染症対策等整備事業は、感染症対策またはワーケーションの受け入れ環境のどちらかで使えるとなっています。予算の枠があるわけですが、けれども、どちらかを選び、補助対象の上限まで補助するという縛りがありますが、それを両方申請できるようにするなどできないのでしょうか。宿泊事業者は、これから越冬で大変だというときに、経済対策、消費喚起としての地元割クーポンが活用されないのであれば、家賃割もこれからの分に使うとしたわけですから、そういった運用も考えられるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 観光宿泊施設経営継続支援交付金などについては、おっしゃるとおり予算に対してこういった執行の状況でございます。残額は恐らく見込まれる状況でございます。

今後の支援策につきましては、宿泊施設を含めて今後検討する必要があります。そこは総合的に判断して、運用面での柔軟な対応など検討してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 年末年始に事業者が乗り越えるために、ぜひ早急な検討をお願いしたいと思います。

そこで、新たな家賃補助支援についてもお伺いしたいと思うのですけれども、知事の答弁からは、年末年始を乗り切るためにというメッセージが伝わってまいりました。では、本当に年末年始前に事業者の手元に届くのかというところでございます。

きのう、売り上げが前年同月比30%の減少しているという要件は、部長に言っていたできましたけれども、例えば判定月が1月であれば、2月に申請しなければいけません。まだ議員に、予算額は提示されていないわけでありまして、市町村を通した事業になるとすれば、そこから事業化しなければいけないと、一体事業者はいつ申請できるのだろうと思います。そのスケジュール感、要件についてどのように考えているのか、今の時点での状況をお知らせいただきたいと思います。

○関口経営支援課総括課長 家賃支援の制度スキームについては、市町村と調整している状況であります。今回の家賃支援についても市町村に申請して、市町村から給付というスキームで考えております。したがって、市町村での予算化が必要だろうと考えております。できる限り早く事業者に交付できるよう、市町村と調整を進めているところであります。

いつの売り上げで認定するかについても、できる限り柔軟に、例えば1月の売り上げを比較するように限定するのではなく、その前後を含めた売り上げの比較、そこで要件を判

定できるような形で検討を進めていきたいと考えております。

前回の家賃補助支援では、1カ月の売上げが前年同月比 50%以上減少した者、あるいは連続する3カ月の売上げの合計が前年同期比で 30%以上減少した者としておりました。厳しい状況に置かれている飲食店等事業者に必要な資金が速やかに届くよう、繰り返しになりますが、要件をさらに緩和し、1カ月の売上げが単月で前年同月比 30%以上減少した者を対象とする方向で検討しているところであります。

市町村との調整時期については、先ほどの予算の関係もございまして、あらかじめ案段階でいろいろ御相談をしているところであります。申請の時期や要件など、できる限り市町村の負担が生じないよう、県が全額を負担する方向で検討しているところであります。**○佐々木朋和委員** 全額負担するとまで言っていただきましてありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思っております。

市町村との事前の打合せをしていただいているということではありますが、市町村も12月定例会中でもあります。やはりもう一歩早くしていれば12月定例会にかけて、12月中に申請開始とできるのでしょうかけれども、これから県の予算を我々が採決してということになりますと、市町村は越年せざるを得ないのではないかと思います。その点、いつぐらいの提案になるのか、もし今の段階でおっしゃっていただけるのであれば、お聞きしたいところですが、いかがですか。

○関口経営支援課総括課長 まず、県の予算提案についてであります。今回の家賃補助支援につきましては、これまで予算案に盛り込ませていただいた予算の残余を活用して、2回目の家賃補助支援を行うというスキームになっております。したがって、県の予算提案手続は必要ないということになります。

市町村のほうの予算についてはさまざまです。既に県と同じように見込んだ予算の執行残で対応できる場所もございまして、あるいは追加予算を含め、予算提案の手続が必要なお場所もあると聞いております。

○佐々木朋和委員 状況によっては年内に申請開始ができる場所がある可能性も出てきたと思いますので、柔軟な対応に感謝したいと思います。

家賃補助支援については評価させていただきます。先ほど軽石委員からもありましたが、家賃が発生している飲食店は、約半数から6割ぐらいだったと思います。家賃補助支援の対象ではない飲食店については、その分の固定費がないとはいえ、大変厳しい状況であると思います。予算の残余がなくて、国の動向を注視しながらというところはあるのですが、私は今のうちに、こういうことをやっていきたいと思っている事業については、やはり発信をしないと、本当に越年をする前に諦めてしまう事業者が出てくると思っております。

今般一般質問の中でも全国知事会等で県としての必要な予算を50億円と見込んでおりますが、そのうちの商工労働観光部関係分が幾らであって、そしてどういった事業が必要だと考えているのか。国の補正が成立した暁には、どういったことをやろうとしているのか。

そういったメッセージやこういう事業についてやるのだという具体策を発信するべきだと思うのですが、部長の所見を伺って終わりたいと思います。

○戸館商工労働観光部長 今般表明させていただきました家賃補助支援につきましては、自社物件で経営されている方も営業が厳しいということは相当あると思いますが、まずは固定費の負担が余計にかかっている、いわゆるテナント営業している方々が経営するための基盤を、何とか自社物件でやっている事業者に近い水準まで引き上げて、その上でさまざまな事業の工夫をしていただきたいということで提案させていただいているものであります。

可及的速やかにという趣旨で、できるだけ市町村が判断に迷わずに、12月定例会が開かれておりますが、追加提案などの方向で応じてもらえるように調整を進めているところであります。

その上で、新型コロナウイルス感染症が広がりつつあるという受けとめが広がっていると思いますので、そういう意味では宿泊施設も含めて、万全の感染症対策をやっているところをPRしていくことが大事だと思っています。また、Go To トラベルキャンペーンも、報道によりますと6月まで延長するという話もございます。

この割引を使ったとき、旅行者の方々がどんなプランを使うのか研究していかないといけないと思いますので、DMOや観光協会を通じながら、宿泊事業者とも相談していかないとはいけません。

持続化給付金について本会議でも質問が出ておりますけれども、やはり事業者の皆さんに実効性のある金額として給付をするということになりますと、県の財政規模では厳しい判断を迫られるということになりますので、慎重にならざるを得ないと思います。国に対しては2回、3回と複数回の要望は出しておりますので、そういった努力は続けてまいりたいと思っております。

○佐々木朋和委員 具体的な部分についておっしゃっていただけなかったのは残念です。エビデンスではないですが、地元の飲み屋さんからお電話をいただきました。家族経営なので、雇用調整助成金も何も使えず、持続化給付金の100万円だけでこれまでやってきたけれども、年末年始で、県の家賃補助が入ってきたら店をやめるという話がありました。固定費というのはまさにそのとおりなのでしょうけれども、それは繁華街や都市部のことで、お客さんは少ないけれども地域になくてはならないお店があるわけです。私はそういったところも救っていかないと、地域振興の芽は、この新型コロナウイルス感染症で途絶えてしまうと思います。

国に持続化給付金を求めていることは、私は県も必要だと思っていることだと思うのです。ぜひ範囲を絞っても、私は越冬のための何かしらの給付を考えていただきたいということを申し上げまして、終わりたいと思います。

○高橋こうすけ委員 私からは1点質問させていただきます。

家賃補助支援について、これまで支給基準として売り上げ減少、前年同月比となると、

1年以内の起業者の方は対象にならないという認識でいたのですが、起業したての方というのは、経営基盤がまだ弱い状態で、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に深刻な状態になると思っております。ぜひ1年以内に起業された方々に対しても、支援対象となるような方向でやっていただければと思っておりますが、その辺、今後の考え方をお聞かせいただければと思います。

○関口経営支援課総括課長 起業された方々は売上げが安定するまで一定の期間かかります。長く業歴があるお店と比較すると起業したばかりの方は経営の安定が難しい状況の中で、このコロナ禍で客足が途絶えていると、ましてや厳しい状況にあると思っております。

したがって、4月から6月に家賃補助支援を実施したときもそうでしたが、創業間もないお店の事業者の方々についても、申請の直近月までのいずれかの売上げの比較により、50%以上減少した場合でも対象としており、今回の家賃補助支援も同様の取り扱いとする方向で検討させていただきたいと思っております。前年と比較するというのではなくて、ある一定の、売上げ単月とこれまでの月の売上げで比較して、要件を満たしていれば、対処できるような形で市町村と調整を進めていきたいと思っております。

○高橋こうすけ委員 私の知人でも起業している方もおりまして、大変苦勞していると聞いております。そういった一生懸命やっている方々にも目を向けていただければと思ひ、質問させていただきました。今後状況は変わってくると思うのですが、そういった要件緩和や前向きな検討をぜひお願いしたいと思ひます。終わります。

○高橋但馬委員 今御答弁いただいた内容ですけれども、オープンが最近ですと、新型コロナウイルス感染症の影響で、お客が入っていない状況なわけですね。もともと入っていないベースで50%ダウンというのはあり得るのですか。

○関口経営支援課総括課長 支援の対象になるかどうかは、一定程度比較できるところと比較することが、必要だと思ひます。売上げ要件については、前回の場合が50%減少であったので、それとのバランスで創業者についても50%というラインを引かせていただきました。

ただ、今回の家賃補助支援については、調整中の段階であります。売上げ要件が30%減をベースに市町村と調整しておりますので、その辺りで創業者についても考えていく方向にあると思ひます。

○高橋但馬委員 前の家賃補助支援のときは、何店舗かやっているところは、その他の店舗の売上げと比べて減少しているというような話がありましたが、今回も考えられるという認識でいいですか。

○関口経営支援課総括課長 いろいろ個別事案はあると思ひます。市町村からも意見を賜った上で、まずは市町村のほうで家賃の支援給付のスキームを固めていただく必要があるものと思ひますので、いろいろな事案について検討させていただきたいと思ひます。

○高橋但馬委員 岩手県内でもこれだけ陽性者が出ている中では、飲食店は非常に厳しい

状況だと思うので、その辺を柔軟に対応していただくことをお願いして終わります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第2条第2表繰越明許費中、第8款土木費、第11款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、2変更中3を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○坊良副部長兼県土整備企画室長 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）中、県土整備部関係の予算について御説明いたします。歳出補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の15ページをお開き願います。8款土木費、3項河川海岸費、6目河川総合開発費は、特定財源のその他の諸収入と一般財源の財源振替及び委託料と工事請負費の節間において補正しようとするものでございます。これは、説明欄には記載はありませんが、ダム管理費について鷹生ダムの発電設備の方針に要する経費を補正しようとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その1）に参りまして、4ページをお開き願います。第2表繰越明許費中、8款土木費、2項道路橋りょう費の地域連携道路整備事業から、5ページの5項都市計画費の広域公園整備事業までの17事業及び11款災害復旧費、6ページに参りまして、3項土木施設災害復旧費の2事業、計19事業、594億7,342万7,000円について、翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

なお、この繰越明許費についてでございますが、東日本大震災津波に係る復旧復興事業の進捗状況について、本年11月13日に御報告したところでございますが、その中で地質の状況や他工事との調整など、施工現場の状況により、令和3年度の完成を目指すこととなった河川保全施設や復興道路の整備事業など、今回の補正予算において定めようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の2変更中、当部関係は、3、ダム管理の1件であり、これは先ほど御説明申し上げました鷹生ダムの発電設備の方針について、翌年度以降にわたって施工される工事となるものであることから、限度額を増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号屋外広告物条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫都市計画課総括課長 議案（その2）の12ページをお開き願います。

議案第7号屋外広告物条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明資料の1ページをお開き願います。

初めに、1、改正の趣旨ですが、屋外広告物を表示する者等の管理義務を定めることなど、所要の改正をしようとするものです。これは、屋外広告物の倒壊などによる人身被害事案を踏まえ、一層の安全対策を講じる必要があることによるものです。

次に、2、条例案の内容ですが、(1)は屋外広告物を表示する者等の管理義務について、広告物を表示する者等は、広告物等の管理を怠らず、良好な状態に保持しなければならないことについて定めるものです。(2)は広告物を表示する者等の点検について、広告物を展示する者等は、広告物等の点検をしなければならないこと。また、一定規模等の広告物は、建築士の資格を有する者等に点検させなければならないことについて定めるものです。

なお、9月1日の閉会中の常任委員会において、あらかじめ案の内容を御説明させていただきましたが、その後、法務部門との調整により案を一部見直しております。その内容につきましては、2ページの表をごらん願います。

詳細な説明は割愛させていただきますが、管理義務を負う者、点検義務を負う者及び管理義務違反に対する措置命令につきまして、民法や現行条例との整合性を図るなどの観点から、表中の修正案のとおり修正しております。

1ページにお戻り願います。3、施行期日ですが、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○軽石義則委員 改めて確認させていただきますけれども、これまで岩手県内において人身被害事案というのは過去にあったのでしょうか。

○八重樫都市計画課総括課長 県内におきましては、人身被害事故という報告はございません。

○**軽石義則委員** これからそういうものにしっかり対応していく条例だと理解しております。また、管理義務、そして点検ということで、当然今までもされてきていると思うのですが、これを定めることによって、業務や負担がふえるということはないのでしょうか。

○**八重樫都市計画課総括課長** まず、管理義務でございますが、これは民法にも定めがありますので、自明のことということで、特に負担ということではなく、今後もしっかりと続けていただきたいということで、確実にやっていただくために条例において明示するものでございます。

点検義務につきましては、一部対象となる広告物がふえますので、その点検に係る負担は発生すると考えております。

○**軽石義則委員** 一定の規模の広告物に合わせた資格者を設置しなければならないということですが、広告物を管理運営するため、資格者をどれくらい確保しなければならないのか、想定はあるのですか。

○**八重樫都市計画課総括課長** 資格につきましては、今までも建築士、屋外広告物士、職業訓練指導員免許所持者といった資格を有している方にやっていただきましたが、対象件数がふえるということで、さらに屋外広告物業者、事業者の団体が実施する屋外広告物の点検に関する技能講習の修了者につきましても、点検有資格者の範囲に含めて対応していくということで考えているところです。

○**軽石義則委員** 一定の規模などの広告物は県内にどのぐらいあって、どのぐらいの数が対象となるのかわかるのですか。

○**八重樫都市計画課総括課長** 総数につきましては把握しかねているところなのですが、ことし4月から10月までに許可更新件数を調査しておりまして、7カ月間で1,880件の更新申請がありました。このうち、改正後の有資格者による安全点検が必要となる件数といたしましては282件で、率でいいますと15%ということで、年間に換算いたしますと、大体480件程度の広告物につきまして、有資格者による点検が必要になると考えております。

○**軽石義則委員** 点検をすれば、その報告義務もあるのですか。

○**八重樫都市計画課総括課長** 更新許可申請の際に、その安全点検の報告書を提出していただくという仕組みになっておりますので、提出していただくこととなります。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第9号一般国道397号小谷木橋旧橋撤去（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路建設課総括課長 議案（その2）の16ページをお開き願います。議案第9号一般国道397号小谷木橋旧橋撤去（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の3ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。契約金額は6億5,780万円で、請負率は98.16%。請負者は、進栄建設株式会社であります。工事概要ですが、復興支援道路に位置づけ、整備を進めている（仮称）新小谷木橋の令和3年5月の供用開始後に、新橋の下流に位置します旧小谷木橋の上部工を撤去する工事でございます。工期は600日間で、令和2年度から令和4年度までの3カ年の債務負担行為で行うものでございます。

なお、4ページに入札結果説明書を、5ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○菅野ひろのり委員 確認でございますが、工期600日間で、令和4年度までということですが、接続部分における道路整備で少しおくれがあったと認識ですが、現段階でその他のおくれや工事の進捗状況がどのようになっているかお願いします。

○菅原道路建設課総括課長 接続部の道路を含めた現在の進捗状況についてでございます。現在工事は、先日の遅延という内容から変わりありません。その中で鋭意工事を進めておりまして、計画どおり令和3年5月の供用を目指しているところでございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号関口川筋関口川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上澤河川課総括課長 議案（その2）の17ページをお開き願います。議案第10号関口川筋関口川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の6ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した関口川河口部に水門を新設する工事でございます。設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第5回変更、第8回変更及び第9回変更の内容について、8ページ以降の資料により説明させていただきます。

8ページをお開き願います。上段の⑦の図をごらん願います。第5回変更におきましては、詳細な施工計画検討の結果、カーテンウォール工の施工方法を変更したものです。

また、下段の⑧の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、当時想定した地質条件との相違が確認されたことから、擁壁基礎ぐいの打設工法を変更したものです。

次に、9ページをお開き願います。上段の⑩の図をごらん願います。第8回変更におきましては、詳細設計の結果、地中の巨礫等に対応するため、右岸側の基礎ぐい構造及び打設工法を変更したものです。

また、下段の⑫の図をごらん願います。国道45号との近接施工区間につきまして、道路管理者との調整により仮設土どめ工を追加したものです。

次に、10ページをお開き願います。上段の⑬の図をごらん願います。第9回変更におきましては、本工事で仮設ヤードとして使用している隣接区間につきまして、漁港管理者との施工調整が整ったことから、新本体に接続する左右岸の防潮堤を新設するものでございます。

また、下段の⑭の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、地中に巨礫や転石が点在することが確認されたため、地盤改良の工法を変更するものでございます。

6ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成30年3月2日に議決いただいた第4回変更の金額54億6,681万6,360円に対し、今回の変更により21億452万2,300円、38.5%の増となり、変更後の契約金額は75億7,133万8,660円となるものでございます。請負者は西松建設株式会社。工期は、現在の令和3年3月20日で変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○高橋但馬委員 これだけ大きい工事に携わったことがないのですが、この打込みぐい工

法については、何回か変わっていくのですけれども、詳細な地質調査はどのような形で行っているのでしょうか。

○上澤河川課総括課長 関口川の水門工事につきましては、河川に締め切りを立てて、1期施工、2期施工を行います。最初に左岸の躯体の部分穿孔します。その次に、2期施工として右岸の穿孔工事をしております。この工事をやるために概略の地質調査はしていたのですが、ドライな状況にならないと、ボーリング調査や追加施工ができない部分があります。そういった部分の調査を追加して、そこから得られたデータを基に設計を組んで、施工に反映していくといったところでございます。

○高橋但馬委員 初めは、鋼管の打ち込みくい工法から鉄筋コンクリートくい、最近は回転圧入工法などとどんどん変わっていつているのですけれども、そのたびに詳細な地質調査を行っているのですか。

○上澤河川課総括課長 当初概略設計で足したということで、1期施工のときに当初想定した支持盤が出なかったものですから、そこで工法を変更しております。2期施工に当たるときに、1期施工と同様の地質が想定されたので、請負側の段取りとして1期施工を踏まえた対応が必要ということをある程度頭に入れ、実際の調査を行った上で、こういった施工方法を選んだということになります。

○高橋はじめ委員 今回の変更では、左右岸の防潮堤工を追加するということですが、長さは130メートルぐらいですね。それで、この漁港海岸防潮堤工事は農林水産部の所管であって、今回は県土整備部ということですが、この所管ごとについて、既に発注していなかったのかどうか。また、例えば農林水産部でやっている工事業者がこの水門まで続けてやるというような調整はどうなるのでしょうか。

○上澤河川課総括課長 私ども県土整備部が所管している防潮堤の左岸及び右岸については、当初、農林水産部が発注したときは、その部分の工事も入っておりました。水門工事の工程との調整で、農林水産部の工程では進捗が厳しいということがあり、農林水産部と県土整備部で協議をして、協定を締結した上で県土整備部で整備することにしましたものです。水門工事は国道45号の直轄の道路切りかえがあります。そして、背後には山田町の地区画整理事業もありました。現道の国道45号の交通網を確保しながらということで、さまざまな条件がありました。水門工事を進めるときに、どうしても出入りの部分で農林水産部所管の区域を施工として扱わざるを得なかったということがありまして、県土整備部工事に含めて施工することにしましたものでございます。

○高橋はじめ委員 経過はわかりました。農林水産部が発注したときの契約金額はどうだったのか。もしあれば、契約したときの金額と今回の契約金額との差異はあるか、その辺はいかがですか。

○上澤河川課総括課長 農林水産部の工事の詳細な金額等については確認しておりませんが、全体として水門工事の部分の全体額は相当な額となります。その全体額に占める追加部分の工事の割合等によって諸経費の率などは変わってくるので、なかなか単純な比較は

できないのですが、県土整備部で吸収しているといった部分はあると思っております。

○菅野ひろのり委員 非常に変更回数が多いものですから、大変難しい工事なのだろうと受けとめております。前回議決から 38.5%増ということで、非常に大きい額だと思っております。

まず、工法に関して。これは県の担当課としても当然かかわっていると思うのですが、この工事の進め方の課題等、もし感じているものがあればお聞かせいただきたいのですが。

○上澤河川課総括課長 課題ということではありますが、県土整備部では、大船渡市、釜石市で大規模な水門工事等をやっておりますが、実際に具体的な工事に入ってから、新たに得られた知見等、どうしても当初標準設計から新たに設計を見直していかなければならない場面があります。1期施工、2期施工分ということで、工事全体の工程や技術的に、特に地中で難しい基礎ぐいの施工の部分は、ことしの5月、6月頃に終えております。これからは上部の工事になっていくものですから、請負者ときちんと工程を緊密に管理しながら進めていきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 ぜひ丁寧に確認しながら進めていただきたい。もう1点ですが、かなり変更回数が多いものですから、今後において懸念しているところがあればお示しをいただきたいと思っております。

○上澤河川課総括課長 あの周辺には依然として農林水産部の防潮堤の工事もありますし、背後には山田町の土地区画整理事業との関係もありますから、そういった関係者と時期を見ながら工程管理を調整しながら進めていきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号一般県道安家玉川線茂井地区道路災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原砂防災課総括課長 議案（その2）の18ページをお開き願います。議案第11号一般県道安家玉川線茂井地区道路災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求める

ことについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の 11 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。工事概要は、平成 28 年 8 月に発生いたしました平成 28 年台風第 10 号により被害を受けた一般県道安家玉川線茂井地区の 11 カ所について復旧を行うものでございます。

設計変更の理由及びその内容は、当初議決後に設計変更を行いました第 8 回変更と今回の第 11 回変更の内容について、13 ページの資料により説明させていただきます。

13 ページをお開き願います。第 8 回目変更では、茂井の 3 など 3 カ所におきまして、当初想定いたしました機械では掘削できない硬質な岩盤を確認したことに伴いまして、掘削工法を追加したものでございます。今回の第 11 回変更では、茂井の 7 など 2 カ所におきまして、硬質な岩盤を確認したことに伴い、第 8 回変更と同様に掘削工法を追加するものです。

また、下段の図をごらん願います。岩盤の位置の変更に伴いまして、ブロック積み工の面積を増とするものです。

11 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 29 年 10 月 10 日に議決をいただいた当初契約金額の 8 億 7,264 万円に対し、今回の変更により 2 億 6,498 万 100 円、30.4%の増となり、変更後の契約金額は 11 億 3,762 万 100 円となるものです。請負者は宮城建設株式会社。工期は、現在の令和 3 年 3 月 15 日で変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から震災特例制度における発注標準金額及び復興 J V 制度の見直しについてほか 1 件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**和村建設技術振興課総括課長** 震災特例制度における発注標準金額及び復興 J V 制度の見直しについて説明いたします。

まず、1、震災特例制度の見直しの経緯としまして、県営建設工事の入札に関する震災特例制度は、震災関連工事の本格化に伴い、震災後運用しているものです。今回、国の復

興・創生期間の終了を踏まえ、発注標準金額及び復興JVについて見直しを行ったものです。

次に、2、見直しの内容ですが、(1)の沿岸部における発注標準金額引き上げの廃止についてですが、左の現行の表をごらんください。左の表のとおり、平成25年6月1日から土木工事については、沿岸広域振興局の所管区域において行われる県営建設工事とその他の県営建設工事に分けて、それぞれの発注標準金額を設定しております。例えば業種、土木工事の場合、B級の企業は、通常は下段のその他の県営建設工事にあるように、2,500万円から6,000万円までの県営建設工事を受注できるとしておりましたが、上段にあるように沿岸広域振興局の所管区域において行われる県営建設工事では、3,000万円から8,000万円までの工事を受注できるというものでございます。これは、震災により沿岸部で発注された多くの大規模工事をB級やC級の企業も受注できるよう、沿岸広域振興局の所管区域において行われる土木工事の発注標準金額を、特例としてその他の県営建設工事より引き上げたものでございます。今回は、沿岸部の発注標準金額の引き上げを廃止し、右の表、見直し後のとおり、震災前の発注標準金額に戻すものでございます。

また、(2)の復興JV制度の廃止ですが、復興JV制度は、不足する技術者等を広域で確保するため、県内の建設業者同士が復興JVとして登録できる制度ですが、その制度を廃止するものです。

(3)の廃止の理由ですが、震災関連工事の発注件数が減少傾向にあり、令和3年度以降は発注の見込みがないため廃止するものです。

次に、3、業界団体からの意見になりますが、今回の見直しにつきましては令和2年9月に業界団体に意見照会をし、廃止に関する反対意見はありませんでした。

最後に、4、施行日ですが、令和3年6月1日とするものです。以上で説明を終わります。

○照井道路環境課総括課長 現在、県が策定を進めております岩手県自転車活用推進計画の(素案)について御説明いたします。

お手元に配付しております資料をごらん願います。初めに、策定の趣旨でございますが、平成28年度の自転車活用推進法の成立に伴い、都道府県は国の自転車活用推進計画を勘案して、区域の実情に応じた都道府県版の自転車活用推進計画を定めるよう努めることとされており、本計画は国の計画を参考に、身近な交通手段である自転車を活用した環境負荷の低減、健康増進、観光振興等の促進を目的として策定するものでございます。

次に、計画素案の概要でございますが、本計画は、本県の自転車に関する施策の指針となるほか、県内の市町村が自転車活用推進計画を策定する際に、国の自転車活用推進計画等を参考とするものでございます。計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間、計画の対象は岩手県全域でございます。

次に、取り組み分野、目標及び施策についてでございますが、こちらについてはA3判の資料1、計画(素案)の概要で御説明いたします。

資料1をお開き願います。左上の第1章、総論につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

第2章、現状と課題をごらんください。ここでは、計画に盛り込むべき施策を検討するため、本県の自転車を取り巻く現状と課題の抽出結果、国の自転車活用推進計画の目標を踏まえ、四つの分野に分けて整理しております。課題といたしましては、利用環境では自転車通行空間の整備が進んでいないこと、健康づくりでは、上から二つ目の丸、自転車を利用する県民の割合は減少傾向になっていること、観光振興では、一番下の丸のサイクリストの受け入れ環境が整っている道の駅等が不足していること、安心安全では、下から二つ目の通学等で自転車利用が多い高校生の自転車事故が多いことなどを挙げております。

次に、右上の第3章、取り組み分野、施策等をごらんください。本計画では、第2章で提示した本県の自転車を取り巻くさまざまな現状と課題を踏まえまして、先ほど御説明いたしました四つの取り組み分野を設定し、取り組み分野ごとに目標を掲げております。また、目標を実現するため取り組み分野ごとに施策を定め、具体的推進方策とその施策を代表する指標を設定しております。

初めに、Iの利用環境でございますが、施策を自転車通行空間等を整備・維持管理の推進と、まちづくりと連携した自転車利用環境の推進とし、指標につきましては、青字でございますけれども、県管理道路における自転車通行空間の整備延長を令和7年度までに16キロメートルとすることなどとしております。

次に、二つ目の取り組み分野、健康づくりでございますが、施策をサイクルスポーツ振興の推進と、自転車を活用した健康づくりとし、指標につきましてはサイクリングイベントへの参加者数を2,600人にすることなどとしております。

そして、三つ目の取り組み分野、観光振興でございますけれども、施策を地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進と、地域特性を生かしたサイクリング環境の提供としておりまして、指標については、施策6ではサイクリスト受け入れ環境が整っている道の駅数を8駅とすることとしております。

四つ目の取り組み分野、安心安全ですが、施策を自転車の安全利用の促進と、学校における交通安全活動の推進とし、指標を施策の8では道路管理者が自転車通学ルート of 安全点検を実施した高校の割合を100%とすることとしております。

次に、第4章、計画の推進方策についてでございますが、計画の推進に当たりましては、市町村等の関係機関と連携して施策を展開するとともに、毎年度施策の実施状況等を取りまとめ、その結果を県のホームページで公表することとしております。

最後に、本計画の策定スケジュールについて御説明します。初めにごらんいただきましたA4判の説明資料にお戻り願います。3のこれまでの策定経過及び今後のスケジュールでございますが、本計画の策定に当たりましては、有識者や関係機関の意見を取り入れるため、岩手県自転車活用推進計画検討委員会を設置しており、これまで2回検討委員会を開催しております。今後は、パブリックコメントによる意見募集などを経て、本年度中に

計画を策定する予定としております。説明は以上でございます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**高橋はじめ委員** 今説明ありました岩手県自転車活用推進計画（素案）ですが、自転車の通行帯に区分してもらい、路面に色を塗ってもらいなど、事故防止上、大変いいと思っております。盛岡市や北上市も少しやっていると思っております。ただ、市町村によっては、自転車の通行帯の区分の仕方や色など、何となくばらばらなような気がするのです。やっぱり岩手県は岩手県で統一した道路区分や道路の識別標示など、そういったものを統一していくべきではないかと思えます。せっかくこういった計画をつくるのでそういう思いをしているのですが、その辺については今後検討の中で出てくるものでしょうか。

○**照井道路環境課総括課長** お配りしています冊子の 13 ページをごらん願います。自転車通行空間の例が四つ、真ん中ほどに書いてありますけれども、自転車専用道路、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在ということで四つの分類になっています。着色につきましては基本的に青い色を採用することで全国的に決められています、状況に応じてということになっています。例えば平泉町でやる場合は青い色はあまり目立ち過ぎるので、少し落ち着いた色など地域特性に応じて設定することになっています。基本的には青い色を採用することになっています。

○**高橋はじめ委員** 私は以前、埼玉県上尾市に行ったとき、歩道と自転車道が併設してありまして、色を区分しながら、資料に記載のある自転車の通行帯のマークをつけたり、非常にいいまちづくりだと思って見てきました。いずれ誰が見てもわかるような標識や色など、そういったものはぜひしっかりとやっていただければと思います。また、市街地に限らず、ほかの自転車通行の多いところまで拡大していくのか、その辺はどうお考えなのでしょう。

○**照井道路環境課総括課長** 自転車の関係する事故を年代別で見ると、自転車利用が多い高校生の事故が非常に多くなっていますので、県としては高校生の自転車通学路等の道路管理者を調べまして、その中でこういう自転車通行空間を設置していきたいと考えているところです。

○**工藤勝子委員** このたび新しく第 2 期岩手県国土強靱化地域計画の素案が決定したと報告になっております。計画期間は令和 3 年から 7 年までの 5 カ年ということになっております。県土整備部が担当する部分もあると思っております。第 1 期計画で国土強靱化に向けてどのくらい執行されたのかをお聞きしたいと思います。

○**菊地企画課長** 岩手県国土強靱化地域計画の第 1 期の実績でございます。県土整備部としましては、この計画に基づきまして道路施設の防災対策、災害に強い道路ネットワークの構築、河川改修による治水対策などの防災対策に取り組んできたところでございます。

三つ主な実績を申し上げますと、まず道路の関係ですが、東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、三陸沿岸道路の供用が進んだことによりまして、災害に強い道路である高規格幹線道路の供用率が平成 27 年度末の 58.3%から令和元年度末では 74.6%に向上してお

ります。それから、河川関係では遠野市の小鳥瀬川、矢巾町の岩崎川など、近年の豪雨災害を踏まえた河川改修を進めたことによりまして、河川の整備率が48.8%から49.3%に向上しております。それから、砂防関係ですけれども、土砂災害のおそれのある区域ということで、計画期間内に5,474カ所を公表しまして、全ての箇所、1万3,316カ所になりまして、その公表が完了したという実績があるところでございます。

投資的規模を申し上げますと、現行計画の平成28年度から令和2年度までの5年間で、当部関係では震災分も含めて総額で約8,530億円とされているところでございます。

○**工藤勝子委員** いろいろ国が打ち出して、非常に大きな金額が閣議決定されるのではないかと新聞に出ております。三つに分けて、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進が打ち出されているわけでもありません。

県内においては、把握が難しいのかもしれませんが、例えば今度の5カ年計画で、国の施策を受けた計画を、今後どのような形で発表されるのでしょうか。例えば事業名です。今話しされた道路については、どのくらいの整備を検討するとか、河川はどうか、住宅の耐震は83%ぐらい進んでいるようでありまして、今後事業の組み合わせを議会に発表するのはいつ頃になるのでしょうか。

○**菊地企画課長** 国の動きですけれども、12月中旬という報道等もありますが、まずは国の動きについて情報収集を行いながら、本県の国土強靱化に関する取り組みを進めていきたいと考えております。12月中旬ですと、次のタイミングは令和3年の2月定例会で、2月補正予算などが盛り込めるような形で、県の内部として検討していくという流れになるかと考えております。

○**工藤勝子委員** 多分これは予算が国から一気に来るわけではなくて、5カ年にわたって来ると思います。国は、おおむね15兆円程度と言っていました。1年ごとにどのくらい工事が進捗されているのか検証を進めていってほしいです。例えば本年度、3月まで期間があるわけですけれども、取り残している事業がどの程度あるのか、継続になるのはどのような形になるのかをお聞きします。

○**菊地企画課長** 国の対策が決定された場合には、県のほうからも必要な事業や必要な箇所について要求、説明をしながら、どういうところを実施できるか調整したいと思います。その中身を来年2月定例会、2月補正予算に向けて整理をする部分、また5年間という計画でございますので、事業規模に対応した、本県の必要な事業や箇所などの中身を国と調整しながら、県の国土強靱化の取り組みが進むようにしていきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 岩手県は、東日本大震災津波によって、インフラの整備、沿岸の防潮堤など、かなり整備が行われたわけでありまして。そうすると、今後国で大きな予算をとったにしても、岩手県の配分が少なくなるのではないかと危惧しているところであります。岩手県は、道路もある程度整備されて、沿岸地域は安全性が保たれるような形になりました。

となるのではないかと。しかし、岩手県はまだまだ広くて、北上川という大きな河川の状況もあるわけでありまして。部長は、今後国からの予算の獲得に向けて、ある程度震災によって整備された中において、岩手県の強靱化を進めるための対策をどのように訴えていこうとしているのか、お聞きしたいと思います。

○中平県土整備部長 東日本大震災津波の復旧復興事業で、委員御指摘のように基幹となるインフラが相当進んだのは間違いないところでありますが、近年の頻発化、激甚化する風水害に対して、例えば治水の面でいいますと、治水施設の能力を超えるような豪雨が当たり前のように降っております。そういった観点を踏まえて、国では流域全体で治水対策を進めることになる流域治水という新たな施策が打ち出されたところであります。

岩手県では、2級河川では小本川が平成28年台風第10号災害で治水対策を進めておりますが、これがまさに全国の流域治水の考え方を先取りした形で進めているところがございます。こういった考え方を先般被害があった、例えば久慈川の流域などにも展開をして、しっかりと流域治水という施策を2級河川にも当てはまる場所はまだまだたくさんあるという施策の考え方を国に打ち出して、しっかりと国土強靱化に関する予算を確保する取り組みを今やっているところであります。

○佐々木朋和委員 この際、河川の中の流木の撤去についてお伺いします。

立木ではなくて、流木でございます。市町村要望で県北地域を回らせていただいたときに、平成28年台風第10号か令和元年台風第19号なのか、そのときに折れて河川内に留まった流木が、そのままになっていると。また、大雨が降ると橋にひっかかって越水の危険もあるし、実際に河口まで行って、そこに溜まっている状況があるという話がありました。

県のほうでも、国のこれまでの3カ年計画や、あるいはこれからの5カ年計画の中で河川内の立木や土砂撤去が順調になっていると思っていたものですから、流木そのものが置き去りにされているという状況に私はショックを受けてまいりました。まず、現在流木の撤去についてはどのようにしているのか伺いたいと思います。

○上澤河川課総括課長 岩手県内で平成28年台風第10号、令和元年台風第19号などで大きな災害がありまして、流木等が発生したところなのですが、基本的に河川の流れを阻害しているような立木や、橋にひっかかって、そこから被害を助長するような大きな治水上の支障がある箇所、そういったところから優先的に撤去を行ってきたところであります。例えば岩泉町の小本川や安家川、そして宮古市の閉伊川などにつきましては、おおむね撤去は完了しております。

また、平成28年には滝ダムにも流木が大量に流入したということで、その撤去は終わっております。委員がおっしゃるとおり、ところどころにはあるかもしれませんが、日常の河川のパトロール等を通じて監視しながら、特に課題となる場所については撤去している状況になっております。

○佐々木朋和委員 撤去するときの費用についてなのですが、先ほど申し上げた、

これまで3カ年では立木や土砂の計画はあったわけで、その予算は国からつくようになっています。これから5カ年計画の中でというのはあるのですけれど、土砂の撤去や立木の伐採は含まれるのでしょうか、流木の撤去は含まれるものなのですか。

○上澤河川課総括課長 現在、私どもが進めている河道掘削などにつきましては、防災、減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策や緊急しゅんせつ推進事業を活用して土砂の掘削などやっているのですが、流木の撤去は対象になっておりません。

○佐々木朋和委員 大きな部分については、撤去を県独自でやっていただいているということでありましたけれども、立木が折れて、それが流れて橋桁にひっかかって越水の危険があるということで、既に折れてあるものは、より危険度が高いとっております。私は、その部分も国に認めていただいて、しっかりと予算措置していただくようにと訴えるべきだと思いますけれども、その辺の要望というのはどのようになっていますか。

○上澤河川課総括課長 河道掘削をする場合に木が生えていれば、その立木の伐採はしなければなりません。そこに流れてひっかかっている流木等を分けて作業をするというわけにはいきませんので、そういった掘削と並行してできるものについては、国と相談しながらやっていきたいと思っております。ただ、単独の流木等の除去については、県単独で河川維持修繕をしています、県のそういった実情等も踏まえながら、機会を捉えて話はしていきたいと思っております。

○軽石義則委員 震災特例制度における発注標準金額及び復興JV制度の見直しについての説明がありましたけれども、これまで各業界団体との各種意見交換会を実施してきていると思っておりますけれども、実際何団体と何回ぐらい実施しているのでしょうか。

○和村建設技術振興課総括課長 今年度は、一般社団法人岩手県建設業協会の各支部、13支部ありますので、13回行っております。そのほかに関連団体といたしまして、一般社団法人岩手県電業協会や一般社団法人岩手県空調衛生工事業協会ともやっております。その分要望等もございましたし、測量関係の業者とも密にやっております。その集計の合計の数は把握していません。

○軽石義則委員 出納局から入札制度の見直しの説明があるのですけれども、その中には業界団体から意見聴取を重ねて理解が得られたと明記されているのです。ところが、私が業界団体の皆さんと意見交換をしますと、今回提案されている見直し以外のところ、例えば総合評価入札制度のあり方などについて課題があるのではないかとお聞きしているのですけれども、そういう課題はどのように把握されているのでしょうか。

○和村建設技術振興課総括課長 今年度県内13地区で建設業地域懇談会を開催したほか、先ほども申し上げましたが、専門業種ごとの団体別意見交換会、さらには業界団体ごとに地域の課題等につきまして意見交換会を開催しました。その中で、建設業団体からは建設投資額の減少が見込まれる中で受注関係が厳しくなるという懸念があり、これについて入札制度に関する意見。また、働き方改革に対しましては、必要性は認識しているものの、実際に週休2日制に移行しようとした場合には課題があるという問題があると思っております。

我々としては、復興事業の促進や働き方改革という社会制度の変化に対応することが本県の建設業、建設関連業における課題として考えております。

○**軽石義則委員** 把握されている課題をどう解決していくのでしょうか。インフラの整備や災害時に対応していただく方々がいなければできない仕事であります。把握している課題について、今までどう対応してきたのでしょうか。

○**和村建設技術振興課総括課長** 総合評価落札方式ですと、組織に関しましては地元からの要望がありましたので、災害等に実際携わった方々の評価点を上げる、地域にふだんから身近に携わっている方々の評価点を上げる、また女性や若者の就業を促すために取り組んでいる会社の点数を上げるということで、できる分から取り組んでいます。

○**軽石義則委員** 出納局の方針には、さらに総合評価落札方式の導入を推進する、ふやすという方針が出されているのですが、それについては県土整備部で今まで各種課題に対応してきた中で、整合性がとれていると思っております。県土整備部としては、それはさらに推進すべきだという立場なののでしょうか。業界の皆さんが言っているとおり、今の制度を見直して、もっと仕事をしやすい環境づくりをしていくほうがいいのか、そこはどうか考えているのでしょうか。

○**和村建設技術振興課総括課長** 現在の総合評価落札方式は、県土整備部では 500 万円以上を対象としております。ただ実際は、総合評価落札方式ができないために、会社の評価がなかなかされていないというお話がありますので、今回出納局で出しております 3,000 万円以上は全部総合評価にするということは、我々としても総合評価落札方式を進めるという意味で同じ考えであると思えます。

○**軽石義則委員** 実績主義というか、過去に実績があつて入札資格が出てくるということを含めていくと、やったことのないところは、技術者をふやす、技術者を養成して技術を持って、実績がなければ参加できないと思えます。最初から入り口を閉められてしまうと、実績はいつになつてもつけないわけです。そういうところが、総合評価落札方式の中に入ってくれば、やれてもできないところが出てくるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○**和村建設技術振興課総括課長** 確かに実績がないところは入りづらいというのはございますが、入札条件の際に、実績要件を緩和するというところで、比較的実績のないところも入れるようにしていこうと考えております。確かに評価の点では高くなりますけれども、実績がない会社でも実績以外の部分で点数を上げてもらって、入っていただくというふうになると考えております。

○**軽石義則委員** 実績がなくても評価を高くできるぐらいの力があると、本来の仕事をしているのではないかと思うのです。そういうところが入っていないからこそ入り口を広げて、県内業者の力量や実績をつくってあげることも、県は、仕事を発注する側として、大事な一つではないかと思うのですけれども、その部分はどうかのでしょうか。

○**和村建設技術振興課総括課長** 確かに総合評価落札方式は、当初の実績だけでやってい

るわけですが、委員がおっしゃるとおり、実績がない会社はどうするのかということがございますので、また業界と意見交換をしながら、どういう改善点があるのか、検討したいと思います。

○**軽石義則委員** 意見交換会は毎年やっていただきたいです。同じような要望が毎年出てくるとことは改善されていないことだと思いますし、さらに人手不足によって、これからいろいろな意味で業界も課題を抱えて、働き方改革をやりたくてもできないという声先ほどもありました。県は、発注する側としても、しっかり業界団体が継続して県内の安心安全を守っていける体制づくりということが大事だと思います。新型コロナウイルス感染症など、今までにない世の中になっているわけです。であるとすれば、今までにない対策をとっていかなければ、さらにいいものにはなっていないと思うのですが、最後に部長のお話を聞いて終わりたいと思います。

○**中平県土整備部長** 震災復興事業が今年度で区切りがつき、公共投資の金額は減るということで大変心配する声を聞いております。そして、県土整備部としては、地域の建設企業が地域の担い手だという考えのもと、しっかりと存続し続けてもらう環境整備が一番大事だと思っております。そのために、この入札制度は常にチューンアップしていくということが大事でありまして、さまざまな要望事項をいただいておりますので、どうやって改善していくのかということについては、少しずつですが、試行しながら評価し、本格導入をしていくということやってきたところであります。具体例として、新規参入企業へのもう少し入りやすい仕組みということもありましたし、まさに地域の企業が活動したことをきちんと評価する制度をつくるということが大事だと思っておりますので、そういった視点を重視して意見交換をしながら、最適な制度をつくれるように努めてまいりたいと思います。

○**軽石義則委員** 力強い声を聞いて安心しましたけれども、もう一つ、地域の業者の大事さを部長から言っていただきました。もっと言えば、納税者でもある地域の企業なのです。そこから税収を上げていくという意味においても、仕事がどんどん地元に入っていかなければ循環しません。これがサイクルだと思いますので、それも含めて、今後さらに前進していただけるようお願いして終わります。

○**菅野ひろのり委員** 岩手県自転車活用推進計画（素案）について伺います。

先ほども質問がありましたので、重複するところは割愛して、まず今回の計画が国の自転車活用推進計画を受けてということですが、中身を見ますと各部局にまたがっているので、その整備の部分を県土整備部が所管するということだと思います。利用環境、健康づくり、観光振興、安心安全の指標を見たときに、言葉が難しいですが、どの程度この指標がふさわしいのかという疑問を持っております。まずは、計画を立てられている県土整備部として、推進計画、推進指標を含めて、この計画に対してどういう受けとめをしているのか、伺いたいと思います。

○**照井道路環境課総括課長** この指標につきましては、各担当部局と協議をしながら進め

ているところであります。例えば、指標の設定はこれでいいのか、指標の数値としてこのくらい程度でいいのかなど、さまざまな御意見があると思いますが、現在、岩手県自転車活用推進計画検討委員会に意見を伺っている最中でありまして、今後パブリックコメントも行いますので、そういう意見も踏まえながら、よりよい計画を作成していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 県土整備部の皆さんに言うことが正しいのかわかりませんが、例えば健康づくりの指標を見ても、令和元年 2,382 人、令和 7 年 2,600 人、4 年で 200 人ふやすとなっています。細かい話で恐縮ですが、詳細の資料で 26 ページを見ると 18 大会あるわけです。18 大会あって、この 4 年で 200 人ふやす計画であると、実際この計画に対してどれだけ本気で取り組んでいるものか不透明だと思います。

視察には行けませんでした。しまなみ海道サイクリングロードは、7,000 人超の観光客を呼ぶような施策をつくっているということです。それに合わせて、当然環境整備をしていくわけです。では、岩手県はどうかと。確かに八幡平ヒルクライムや、紫波町での大会も多いと思いますが、その整備をしていくことが岩手県の自転車活用推進計画なのでしょう。それとも根本的なことですが、利用環境ですと、恐らく盛岡市内で高校が多いところのルートを整備すると見えるわけですが、県土整備部としてこれをもとにどこに力点を置いて岩手県の自転車環境を整備していきたいと考えているのか、私はそこが疑問ですので教えてください。

○照井道路環境課総括課長 初めに、イベントの参加者数について御説明したいと思います。資料の 26 ページをお開きいただきたいと思います。上のほうが昨年度の参加者数になっていて、真ん中から下のほうの 3 分の 1 くらい、やや太い線の下が今年度の参加者数になっています。そうしますと、昨年度は 2,382 人の参加者数だったのですが、今年度新型コロナウイルス感染症の関係がありまして、かなり減っております。

指標の考え方としましては、来年度に昨年度相当まで一旦伸ばして、その上で毎年 50 人くらいふやしていきたいという考え方なのですが、例えば下から二つ目、東北エクストリームフェスというのがことし大船渡市で始まっています。BMX の大会なのですが、これ一つ、新しい大会ができて実際の参加者数というのは、競技者数なのですが、20 人という増加にとどまっているので、毎年まず 50 人ずつ着実にふやしていきたいということで設定している指標の数値になっております。

あと、高校の通学ルートでございますけれども、これにつきましては A 3 の説明資料の一番最後、安心安全の施策 8、道路管理者が自転車通学ルートの安全点検を実施した高校の割合を 100%にします。これは、県内の県立高校、市立高校、私立高校合わせて 79 校の全てについて安全点検をしたいと考えています。その上で、各土木センターが、その一部について自転車通行空間を整備したいと考えていまして、都市部に限らず県内全域で自転車通行空間の整備を進めていきたいと考えているところです。

○菅野ひろのり委員 各部局の計画を踏まえて、県土整備部としての受けとめはどうかの

かということなのです。事前に説明いただければもう少し議論をしたかったのですが、例えばサイクルイベントをとっても、新型コロナウイルス感染症の影響があるから確実なところで目標設定する。それを受けて県土整備部としてはどうなのかということだと私は思うのです。

例えば安全安心で高校生の事故が多いと。小学生、中学生は横ばいではあるけれども、数件事故があります。交通安全の各対策は、教育委員会、岩手県警察でやっています。一方で、一般社団法人岩手県交通安全協会主催の自転車教室などには、小学生などは参加していない状況なのです。だとしたら、高校生になってからでは自転車教室が当然できるわけなので、子供の頃からしっかりと養成をしていくということが大事だと思います。当然これは岩手県警察の役割が重要になっていきますが、この計画を所管している県土整備部として、さまざまな分野ともっとしっかりと打ち合わせというか、本当にこの指標でいいのか、実施内容でいいのかを踏まえた上での計画提案をいただきたいわけです。もっと言うと、細部になると県土整備部だけでは当然御答弁いただけない部分もあると思うので、事前の説明をいただかないと、やはり十分な話し合いというのはできないと思っています。

今回素案として出していただきましたが、指標、施策内容も含めて本当にふさわしいのか、しっかりと検討いただいて、そういったものを踏まえて御提案をいただきたいと思います。所感があれば部長の意見を聞いて終わりたいと思います。

○中平県土整備部長 御指摘ありがとうございます。岩手県として初めて広域的、全県をターゲットとしようとした自転車活用計画に対する指針となるものをつくる取り組みとなります。各部局もいろいろ手探りで作業をしたところがあり、御指摘のようなところがあるかもしれません。これからさまざまな意見を踏まえて、よりよいものをつくっていく。まだプロセスの途上でありますので、御指摘を踏まえまして、しっかりといい計画にしていきたいと思っています。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、換気のため午後2時15分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第8号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○村上業務課総括課長 議案第8号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及

び県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の14ページをお開き願います。大変恐縮ですが、概要につきましては、便宜、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。1、改正の趣旨でございますが、第一北上中部工業用水道の1日最大給水量を増加するとともに、また第一北上中部工業用水道、第二北上中部工業用水道を統合し、北上中部工業用水道とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、2、条例案の内容でございますが、（1）は北上工業団地において見込まれる工業用水需要の増加に対応するため、新たな浄水場を建設することに伴い、箱囲みの中にお示ししたとおり、第一北上中部工業用水道の1日最大給水量3万7,293立方メートルに、新たな浄水場の給水量6万264立方メートルを加え、9万7,557立方メートルに改正するものであります。新たな浄水場については、箱囲みの中の表の4段目に記載のとおり、日量6万4,800立方メートルの水量を北上川から取水する水利権の許可を得ておりますが、取水から浄水処理までの過程で7%のロスが生じることから、最大給水量については、表の5段目のとおり、日量6万264立方メートルとしております。なお、新浄水場からの一部給水開始は令和5年度を予定しております。

（2）は、工業用水道事業のより一層安定した経営の継続を図り、ユーザー企業への良質な工業用水の安定供給を行っていくため、第一北上中部工業用水道と第二北上中部工業用水道を統合し、統合後の名称を北上中部工業用水道とするものであります。

（3）は、この統合に伴い、工業用水道料金の徴収条例についても統合後の名称に改正するものであります。なお、第一北上中部工業用水道と第二北上中部工業用水道は、これまでも同一の料金体系としており、事業統合に伴う料金の変更はございません。

3の施行期日でございますが、2、（1）の新浄水場建設に関しては、最大給水量の決定に必要な手続きが全て整ったことから、公布日施行とするものであります。

また、（2）及び（3）の事業統合に関しては、令和3年4月1日から施行するものであります。

資料の2ページ目には位置図を添付しております。地図の上部、赤色の丸で示しました新浄水場は、青色の丸で示しました第一北上中部工業用水の既存浄水場の近隣に整備し、主に北上工業団地へ給水することとしております。また、地図の中段より下、緑色の丸で示しました第二北上中部工業用水道の浄水場は、北上市南部の相去町に所在し、金ヶ崎町の岩手中部工業団地に給水しております。事業統合により令和3年4月1日からは、これらの施設全てを含めて北上中部工業用水道と呼ぶこととなりますが、ユーザー企業への給水に関しては、これまでどおりそれぞれの浄水場から行うこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 確認なのですが、この2、（2）の箱書きに安定した経営の継続という記載があるのですが、もう少し詳しくお話いただければ。

○村上業務課総括課長 事業統合を行うことによりまして、事務の簡略化などにより職員1人分の人件費が削減できるといった効果が見込まれるほか、今後両事業がそれぞれ保有しております設備等を統廃合しまして、時間や更新に係る費用を圧縮するといった効率化の取り組みも柔軟に対応できるということなど、工業用水道事業の全体の安定経営につながるものと考えております。

○高橋はじめ委員 経費の削減ができるということで、そういう意味では工業用水道事業の経営にとってはプラスだと思います。

あとは、給水を受ける企業については、統合になったというお知らせをすると思うのですが、その後の企業に対するフォローアップというか、従来までの形でサービス業務ができるのかどうか。それから何か問題があったときの連絡体制などはスムーズにいくのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○村上業務課総括課長 事業統合につきましては、本年1月に第一北上中部工業用水道、第二北上中部工業用水道の各ユーザーに個別に訪問いたしまして説明の上、御了解をいただいているというところでございます。

また、今後は従来と同様に、ユーザーを訪問いたしまして情報を聞き取り、ユーザーの御要望などをくみ上げながら経営のほうに生かしていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 いずれサービスの低下にならないように十分気をつけてお願いしたいと思います。終わります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○高橋但馬委員 盛岡市から水利権を得て工業用水を北上市に送られると思うのですが、この前もヒアリングをさせていただきましたが、私の地元であります繫地域に盛岡市のポンプ場があるところで測定の作業をされておりました。盛岡市と県が境界などを調べていたようですが、その測量に係るお宅には作業内容の説明をしたようですけれども、地域の方からは何をやっているのか話があったものです。もし測量など、何かあの場所で作業があるときには、事前に私に教えていただけると、広報誌に1行でも記載できるので

地域の方々も見ていて安心すると思いますので、お願いしたくて。どうでしょうか。

○村上業務課総括課長 用地につきましては、現地を測量させていただいて、譲渡の手続を進めているところでございます。地元の方にお知らせすることを失念しておりましたので、今後は地元の方々いろいろな情報提供、また委員にも情報提供しながら進めていきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、新型コロナウイルス感染症に係る雇用への影響等についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の12月の県内調査についてであります。お手元に配付しております令和2年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加お願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

○高橋はじめ委員 今後の閉会中の委員会で、できれば入札の仕方というか、入札全般についての勉強もしてみたいと思います。予定価格制の導入になっているのですけれども、制限価格があるなどさまざまなことで、建設業界ではかなりぎりぎりであるとか、場合によってはマイナスということもあると聞こえております。入札のあり方について少し勉強できないものかと思っておりますので、可能であれば検討をお願いしたいと思います。

○ハクセル美穂子委員長 こちらのほうで、検討させていただきたいと思います。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかにないようですので、本日はこれをもって散会いたします。